エネルギー使用合理化事業者支援事業補助金
完オゾ省エネシステム３点セットについて

○ 完オゾ省エネ補助金のポイント

＜社会福祉施設等（公衆浴場以外）＞

殺菌方法，換水期間については、施設管理者にゆだねられている場合が多い。
（完オゾ省エネ補助金活用が容易）

＜旅館・ホテル，公衆浴場，スーパー銭湯等＞

各自治体の公衆浴場条例の関係あり

１．殺菌方法（塩素以外の殺菌方法の可否）

２．換水期間の延長の可否

【参考条例】

《岩手県公衆浴場法施行条例》

第３条

(13) 浴槽の湯水は、入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにすること。

(19) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。

(20) 循環ろ過装置は、１週間に１回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。

※殺菌方法の指定はない

《新潟県公衆浴場法施行条例》

第４条

(15) 浴槽水の水質は、規則で定めるところにより検査し、規則で定める基準に適合させること。

(17) 循環ろ過装置を使用している浴槽水は、おおむね２週間に１回以上完全に取り替えるとともに、塩素による消毒その他の方法により消毒すること。

(24) 循環ろ過装置は、おおむね２週間に１回以上消毒し、汚れを排出すること。

※2 週間に１回行えばよいものではなく、水質基準に適合するよう行わなければならないこと

<完オゾ省エネ補助金について>

○完オゾ導入後、省エネ率1%以上または、年間使用重油量を原油換算で500kl削減または、補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が、200KL/1千万円以上のいずれかを達成の場合、事業費の1/3まで補助金（100万～50億円）が受けられます。
○過去1年の使用エネルギー量との比較が必要なため、新設の温浴設備では無い事。
○申請事業者は法人格を有する団体であること。
○現在既設の入浴設備に国庫補助金が使用されている場合は、耐用年数経過等で償却可能な設備に限ります。（国以外の団体の補助金は可）
○既設塩素ろ過機,特浴への完オゾ後付け、既設塩素ろ過機,特浴自体を完オゾに入換え、どちらも完オゾ省エネ補助金の対象となります。

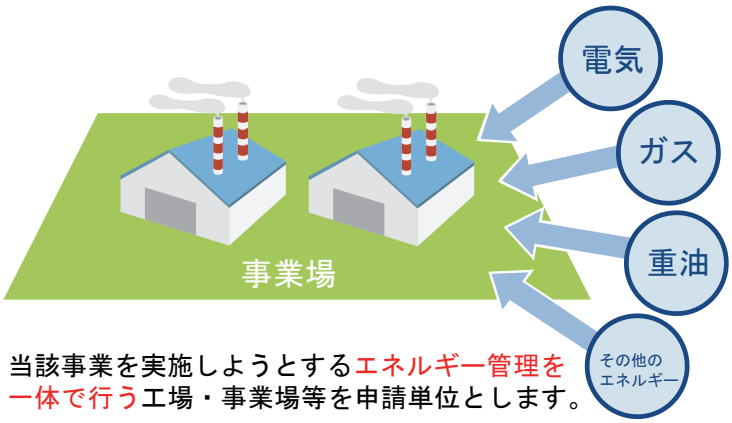

当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等を申請単位とします。

～導入事例～

区分Ⅰ.省エネ設備・システムを導入支援の場合は、工場・事業場等全体のエネルギー使用量が

1％ 以上

または

500 kl 以上 削減されること

または

補助対象経費１千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が

200 kl/1千万円 以上

であること

※工場・事業場等全体のエネルギー使用量と、既設設備単体のエネルギー使用量を把握して、省エネルギー計算を行ってください。

完オゾ省エネシステム3点セット

完全オゾン型循環ろ過による浴槽水の殺菌,浄化で長期換水が可能

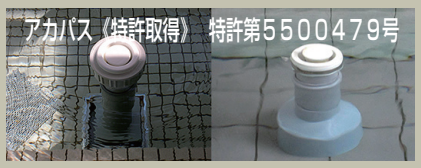

浴槽の湯面垢取り装置。ろ過ポンプ圧力利用のため、動力不要。浴槽水面に浮遊している垢や髪の毛を除去し、浴槽水の循環ろ過の効率化

ろ過機停止後、保温シートによる浴槽水の保温とオゾン殺菌の持続の効果

【完オゾ導入3ヶ月換水施設】
特別養護老人ホーム くりのさと（北海道栗山町）
深川市デイサービスセンター 清祥園（北海道深川市）
安田町デイサービスセンター たいよう（高知県安田町）

NPO完全オゾン処理型循環ろ過機安全推進協議会

〒780-0833 高知市南はりまや町2-5-19 事務局長 ： 川竹 大輔

TEL 088-885-0670 FAX 088-883-6653 担当：元久 敦雄

mail：kanozo@terao-kochi.co.jp HP：http://www.kanozo.jp/

H26.9.6 NPO完オゾ 元久作成